

○名勝日本平保存活用計画策定委員会実施要領

(目的)

第1条 静岡市は、名勝日本平保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定に当たり、名勝日本平保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、幅広い分野の意見を求める。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 保存活用計画の策定に関し、意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、保存活用計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 文化財に関し優れた識見を有する者
- (2) 文化財の保存活用に関して知識を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画の策定の日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光交流文化局文化財課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年1月9日から施行する。
- 2 この要領は、保存活用計画が策定された時にその効力を失う。